

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年12月 8日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮装置(B)流量制御弁軸封部において、水のしみ及び腐食が認められたため、当該軸封部を点検・修理。なお、床への滴下はなし。	GⅢ	
2	その他	放射性廃棄物処理系放射性廃液移送配管用トレンチにおいて、目地部より地下水の滴下(圧力抑制室水サージタンク配管トレンチの天端(1箇所)、4号機廃棄物系共通配管トレンチの天端(2箇所)及び底盤(1箇所))が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	